

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談。

\*法律相談は、月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

## 障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

## 人権相談

・みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110

・子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110

・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

受付時間 平日 8時30分～17時15分

・インターネット人権相談 

に関してはこちら→

## 高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症  
拡大予防のため今月は中止となりました。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

9時～18時 ※7/26(日)は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家  
族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町） ☎ 26-0235

北嵐 浩（塩町） ☎ 24-6760

## 令和元年度の消費生活相談の状況について

## 【相談件数】

令和元年度の相談件数は131件でした。

相談内容別に見ると、

①商品一般（主に架空請求） 22.1%

②医療・美容・保健福祉（主に排水管洗浄サービス）  
13.0%

③情報提供サービス（主に通信関連サービス）12.2%

③食料品・健康食品 12.2%

の順に多く、昨年度に比べ「医療・美容・保健福  
祉」に関する相談が多く寄せられました。

## 【相談の概要】

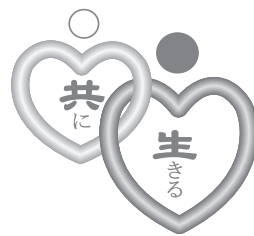
①ハガキによる「架空・不当請求」の相談など

②市内の一部地域へ配布された「排水管洗浄サー  
ビス」に関する相談など

③ネット通販での定期購入の解約の相談など

## 【初回お試し価格のネット通販トラブルにご注意！】

ウェブ上で「初回〇〇円」などと商品を通常よ  
り安く購入できると宣伝する一方で、定期購入が  
条件となっている健康食品、化粧品などに関する  
相談が増えています。これは、気軽に申し込みができるものの、解約  
に条件が設けられているケースが多いためです。  
解約手段が電話のみという場合は、電話がつなが  
りにくいことが多いため、あわせてメールやF A  
Xでの申し出も試みましょう。また、体に合わない等の場合も基本的には解約  
条件に沿った対応となり、記載がない場合は交渉  
となります。おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相  
談室（☎ 22-6965）にご相談ください。



## ワーク・ライフ・バランス と働き方改革

「ワーク・ライフ・バランス」とは、老若男女だれもが、仕事、結婚・出産育児や介護、地域活動、個人の自己啓発といった様々な活動を、自ら希望するバランスで行うことができ、その状態を言います。言い換えれば、性別や子育ての有無にかかわらず、誰もが働きながら、仕事以外の責任や要望を果たせる「仕事と生活の調和」が取れた状態です。仕事と生活のどちらにも充実することは、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤となります。

その上で、重要な取組の一つが、「働き方改革」です。

「働き方改革」とは、働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自ら「選択」できるようにするための改革です。

現在、かつてないスピードで少子

高齢化や人口減少が進む日本において、労働力不足は企業にとって大きな不安要素となっています。

こうした中、企業における「働き方改革」の必要性が大きく注目されており、企業がその活力を維持し、成長を続けていくためには、これまでの働き方を見直し、女性や高齢者など、多様な人々がともに働き活躍できる、魅力ある職場環境を整えることが喫緊の課題となっています。

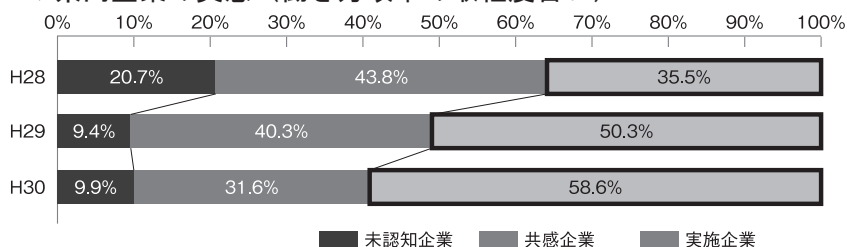
「働き方改革」の実現に向けて、平成31年4月から、「働き方改革関連法」が順次施行され、「①長時間労働をなくし、働く人の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現する」、「②同一企業内であれば、雇われ方に関わらず、公正な待遇が確保される」という2点の見直しが行われています。

**広島県内の状況**

広島県によると、県内で、長時間労働の削減、休暇取得の促進、テレワーク・フレックスタイム等の導入などの「働き方改革」に取り組む企業は、平成28年度の約3割から、平成30年度では約6割となり、確実に増加しています。

一方で、「働き方改革」の必要性は感じながらも、ノウハウ不足などにより具体的な取組に至っていない企業も約3割ある状況です。

▼県内企業の実態（働き方改革の取組度合い）



未認知企業…経営者が働き方改革を認知していないまたは意義を感じていない／共感企業…経営者が働き方改革の意義に共感しているが、取組に未着手／実施企業…働き方改革の取組を実施している

H28: 広島県「働き方改革取組実態調査」、H29・H30: 広島県「職場環境実態調査」

※調査対象は従業員31人以上

「ワーク・ライフ・バランス」の実現は、私たち一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現に必要な不可欠です。

一人ひとりが「働き方改革」への理解を深め、働きやすい職場づくりを進めていきましょう。

**問い合わせ**

産業振興課商工観光振興係

22-7745

地域づくり課人権男女共同参画係  
22-7736

### 令和2年第2回 竹原市議会定例会

6月9日から25日までの期間で、市議会定例会が開催され、報告7件、議案20件が可決されました。主な議案は次のとおりです。

◆令和2年度一般会計補正予算(第4号)

コンビニ交付システム構築事業、竹原港駐車場管理運営事業、住民記録システム改修事業等、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、2,622万6千円を増額するものです。

◆竹原市消防団条例の一部を改正する条例案

消防団員の実員数を維持するため、任命要件を改めるもの。

◆竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案

竹原港の適正管理及び利用者の利便性向上を図るため、駐車場の有料化するもの。

◆竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

令和2年7月14日をもって任期満了となる農業委員会委員の後任を任命しようとするもの。